

科学技術振興対策特別委員会議録第三号

昭和三十年十二月十二日(月曜日)

午後三時二十三分開議

出席委員

委員長 有田 喜二君

理事小笠 公昭君 理事権名悦三郎君

理事長谷川四郎君 理事前田 正男君

理事岡 良一君 理事志村 茂治君

赤澤 正道君 加藤 精三君

小平 久雄君 中曾根康弘君

橋本 渡君 西村 直己君

橋本 龍伍君 山口 好一君

田万 廣文君 八木 昇君

出席國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君

総理府事務官 賀屋 正雄君

(内閣總理大臣 官房審議室長)

経済企画政務次官 齋藤 憲三君

委員外の出席者

総理府事務官 島村 武久君

(経済企画庁 原子力室長)

総理府事務官 村田 浩君

(経済企画庁 原子力室長補佐)

通商産業事務官(工業技術院調整部長) 小出 榮一君

本日の会議に付した案件

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

原子力委員会設置法案(内閣提出第九号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

一昨日に引き続きまして、総理府設置法の一部を改正する法律案及び原子力委員会設置法案の両案を一括議題としたし、質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 前会も質疑をいたしました。が、なお二、三ただしておきたい点がありますので、この際お尋ねをいたします。でき得べくんば正力國務大臣の責任ある御答弁をお願いいたします。第一には、せつかく組織を変えまして委員等が設置をされるということに相なりましたあかつきにおいて、委員会の運営等に要する予算は現在どこが請求なさることになっておるのでありますか。

○正力國務大臣 お答えいたします。今までは通産省にありました。それからまた企画庁にありましたが、今度原子力局の方に移すことになっております。

○岡委員 原子力局が予算を要求なさる。もうすでに来年度予算の編成は作業を進めておられますし、また要求予算額はすでに御提出のほうと私は承知しておるのであります。幾ばくを御要求になりましたか。

○正力國務大臣 今まで、各省から、通産省あるいは企画庁から予算を請求しておりますから、それはそのままにしておきまして、今度技術庁ができましたら、そこでまたみな組みかえることに考えております。

○岡委員 委員会に与えられた任務は、原子力の研究のみならず、開発利

用等についても大きな権限が与えられるわけでありまして、そこで、現在要求されている予算の中で、特に大きな費目、たとえば実験原子炉の購入に要する費用とか、あるいはまた施設の建設に要する費用とか、大きな予算の項目を、別に大臣でなくともけつこうでありますから、この際お漏らしをお願いは、けつこうだと思ひます。

「委員長退席、権名委員長代理着席」

○田中政府委員 現在の人件費、庁費につきましては、今年度一応移しがえの措置をとりたいと思ひます。それから、明年度につきましては、原子力局においてこれを全部一括いたしました要求するようにいたします。現在は各省においてこれを要求いたしておりますので、その総括の計数につきましては他の政府委員から説明いたします。

○島村説明員 三十一年度の予算要求は、ただいま正力國務相及び田中副長官から申し上げました通り、各省から出ておりました。要求されております。その大体のトータルでございますが、先ほど来お話がございましたように、原子力関係の予算というもののうちにどの程度の範囲のものを含めるかという点によりまして、合計額が当然に変わってくるわけでございますが、また一方、各省と大蔵省との間におきまして、必ずしも、一度出されませんでした予算要求が変更しないで、そのまま現在に至っておりますと考へられませんが、実は私どもの方で大きっぱい見積りま

した数字でございますが、それによりまして、大体六十七億くらいが大蔵省に要求されておるといふ現状でございます。そのうちの大きなものといはします。通産省関係が五十一億ばかりを占めるわけでございます。その内訳は、原子力研究所関係、これが約十億、それから原子燃料開発公社、この考え方も多少その後変わつておるようでございますけれども、その関係として十三億、それから国立研究所、通産省関係でございますけれども、これに對します研究の費用、これが約五億円余り、それから民間企業に對しますところの委託研究等で約十六億といふようになっております。大体その合計になりますので、大きなものといはします。通産省関係が一番多くて、六十億のうち五十億余りが通産省関係でございます。なお、通産省関係のまかい点につきましては、通産省からまきよう御出席がございまして、詳細必要でございまして、通産省の方からお答えがあると存じます。

○岡委員 実験原子炉を購入する費用は、要求予算には計上はいたしてないのでございませうか。

○島村説明員 実験原子炉を購入いたします費用は、先ほど申し上げました通産省予算のうち、原子力研究所に對する出資金のうちに繰り込まれてございませう。

○岡委員 実験原子炉の購入に要する費用はどの程度を御要求でございませうか。

○島村説明員 実験原子炉といはします。別に原子力利用準備調査会の方で決定せられましたスケジュールが一応あるわけでございます。予算要求はその線に沿つて通産省から出されておると思ひますが、三十一年度におきましては、ウォーター・ポイラー、それから三十一年度の後半にはC P 5といふものを発注いたすような計画になつておりました。これに要します原子炉の購入費といはしましては、二億二千万円余りが計上されております。

○岡委員 私ども聞くと、これによりまして、すでにアメリカでは商業的な目的で実験原子炉の製造、販売が行われておる。日本の方へ濃縮ウランの受入れについての協定申入れの際にも、商社のリストがついておる。政府の方で幾らでもあつせんしませうといふことも入つておつたように聞かれましたが、そのような形で、いわば利潤を目的として、アメリカの実験原子炉製作会社が日本に売り込みをしつとあると想像できるわけでありませう。そういう場合に、日本とすれば、初めてのことでもあり、念には念を入れてこれを購入しなければなるまいと思ひの配慮について、いかなる御方針をお持ちであるか、お尋ねをしたいと思います。

○村田説明員 お答え申し上げます。この件につきましては、ただいま御質問のあつたように、各商社からいろいろの資料その他の送付がございませう。

が、政府としましては、お話のごとく、慎重に検討して購入したいと思っておりますので、最近設立せられた原子力研究所の専門家を中心にした交渉団と申しますか、買付団と申しますか、これを米國に早急に派遣しまして、米國において原子力委員会とも連絡いたし、各製造会社とも折衝しまして、最終的に決定したいというように考えでございます。

○岡委員 どうか、こういう点は、遺憾のないようにもろろんお運び願えると思ひますが、御努力をお願いいたします。

なお、この予算につきましては、最近、各大学、特に国立大学等においても、原子力の研究には若い学徒の諸君や進歩的な教授が相当努力をいたされておるようでありますが、これらの研究に要する費用というものは、今述べられました費用とは別口に取り扱われておるのであります。

○村田説明員 およそのところは、原子力研究所を中心としまして、技術者の養成を行いたいというふうに考えておるわけでございますが、目下、技術者の具体的な養成方法、あるいは海外に対する派遣、留学等につきましては、詳細を関係当局とともに検討中でございます。

○岡委員 私がお尋ねしておるのは、たとえば大学に物理学の講座がある。その中には特に原子物理学について専門的な研究を進めておる講座がある。あるいは研究室がある。そういう大学の希望に対して、当然文部省としては何ほどの予算措置を講ずる。このような予算というものは、この一括取り扱われる原子力局なり原子力委員会の

配分外の、ワケ外の文部省予算として、大学に流れるものであるかという点なんです。

○小出説明員 私通産省でございますが、かわりましてお答えいたします。先ほど島村原子力至長からお答えいたしました来年度の各省の原子力に關係いたしました要求予算の総額六十七億、そのうちには、たゞいま御指摘になりました大学自体の講座研究等に要する要求予算は含まれておりません。別になつております。文部省關係で先ほどの六十七億の中に含まれておるものといつたしましては、たとえば大学に原子力局を設置するという計画がございます。これは東京工業大学、京都大学にそれぞれ原子力局を一基ずつ置く。その關係が三億二千万円ほどの要求になつております。それから大学自体の原子力の研究に必要な設備を拡充する費用、これが重水關係において約三千八百万円、そういうようなものが入つておりますけれども、講座自体に直接關連するものは含まれていないように承知いたしております。

○岡委員 そうしますと、講座自体と申しますが、講座というものは、看板だけあつても研究ができないので、それに伴う研究のための施設、あるいは実験原子炉、その他重水に關する、かなり高度な近代の装置が全部必要なんです。これがなくては大学では原子物理学の研究は進まない。こういう費用といふものは、それでは原子力局の方で一括配分をせられるということになつて、文部省の予算とは別口で原子力局がやる、こういうふうなお話でございますか。

○小出説明員 文部省、特に大學關係の具体的な、それぞれの講座別あるいは研究費別の費目の詳細については、私承知しておりませんけれども、原子力の關係予算といつたしまして、来年度に於ては各省から要求いたしました六十七億の總額の中に含まれております文部省關係の要求予算といつたしましては、先ほど私が申しました大学自体に原子力局を設置する費用、あるいはたゞいま御指摘になりました重水とか、あるいは金鋼關係の研究に必要な設備の拡充費とか、そういうものだけが入つておるといふ、現在までの各省予算の要求の内容といつたしましては、そういう關係になつておるといふことを御説明申し上げたのであります。その他の文部省自体のあるいは大学自体の予算の要求内容につきましては承知いたしております。私としてはお答えいたしかねます。

○岡委員 それでは、こういうふうな理解をしていいのですか。現在各省にまたがる原子力關係予算は六十七億余である、この予算といふものは、この設置法の第二条第三号に於ておられる關係行政機關の原子力利用に關する經費の見積り配分といふこの計画の中に入るものであつて、当然原子力委員會がその配分を決定する、こう理解していいのでございませうか。

○田中政府委員 私からちよつと補足的に説明をいたします。先ほどの御質問の趣旨はちよつと違つておつたと思ひますが、大学の講座とか研究、そういうものなどは文部省予算の一括いたしました研究費の中に計上をされるものでございまして、従ひまして、これは、第二条の三号にいうところの、この原子力局で取り扱う予算の外にある

ものでございます。従つて、原子力局としては、そういう予算には全然關係のないものでございませう。ここで申します大学の研究施設の見積額と申しますのは、たゞいま申しました大学で数億の金を要する原子力局を設置する場合、あるいはそれに關連した膨大な付属設備を新たに設置するといふような、非常に膨大な經費を要するようなもの、一応この原子力局において予算、經費の見積りの場合においてこれに關係する、こういうことになるわけでありませう。それでこの關係する度合いでございますが、これは一応文部省の予算として文部省を経由して原子力局の方に協議がございませう。その際に、原子力局としても、場合によつては、その經費が非常に不足の場合におきましては、原子力局の意見としては、いまま少し設備を整備したらどうかということ、むしろ予算の増大を原子力局の方から意見として開陳する場合もございませうし、また、数カ所に同じようなものができたとき、そのほか不適当なものがある場合には、それを節約したらどうかという程度の意見を、これは原子力局としてさらに膨大な施設をするものでありますから、その程度の意見を開陳して協議することは当然のことと思ひます。そのほかの大學における個々の研究の費用とかそういうものは、大學研究費の中に含めておりますから、ここでは当然除外されまして、原子力局としては別に關係をいたしません。

○岡委員 何と申しましたが、わが國としては一番おくれ取りかかつたものであるだけに、やはり全國の特に若い教授や学徒の諸君に献身的に取つ組んでいただきたいと思ひます。そうならば、まず手近なところでは、国立大学で優秀な教授がおられるところでは、特別な研究のセクションを設けて、できるだけ国立研究所に協力する態勢で研究を進めてもらわなければいけないと思ひます。そういう研究といふことになれば、当然相当膨大な施設と費用が要するだらうと思ひます。また、おそらく、理想的にいへば、実験原子炉の一つくらいはほしいとどの大学でも言い出すかもしれませぬ。そういう費用の配分の決定は、原子力局が、今おつしやるお言葉によれば、することになります。ただ、講座に伴う講師の手当というより、いわばごく少い程度の費用は、大學の方の經費として文部省が取り扱う。しかし、人件費の問題は、やはり施設の問題、またいい施設があれば優秀な学徒がどんどん集まるわけなのです。ところが、その施設を作るために必要な予算については、原子力局が一括配分する決定権を持つておるといふことになりませう。これは、まことに遺憾なことではあります。日本の従来の大學内にも、国立大学双方にセクションナリズムがある。官庁自体にもセクションナリズムがある。日本の科学技術の發展を官庁のセクションナリズムにおいてはばんでおつた事例は、私は数えにいとまないと思ひます。そういう事態が、せつかくこうして取りかかろうとする、しかも國家的な規模において取りかかろうとする原子力研究の過程において、最も重要な予算面においてセクションナリズムが行われるということにもしなるとするならば、私は非常に

不幸だと思ふ。そういう点は、絶対に  
そういうことはないのだという、保証  
といつても無理な話ですが、その辺の  
はつきりとわれわれの納得のできるよ  
うな方針があったら、お聞かせを願  
たいと思ひます。

○齋藤政府委員 だいたいの御質問の  
要旨につきましては、われわれも、従  
来、原子力問題をいかに扱うべきか  
といふことを、合同委員会におきまし  
ては、熱心に論議を重ねて参つたこ  
とであります。ただいま御指摘の予算  
の關係につきましては、午前中の内閣委  
員会との合同審査の際にも申し上げ  
した通りに、大学における研究の自  
由はあくまでも確保していく。それで  
ございませぬから、大学において原子  
力問題を研究するのに必要な予算は、  
これは従来通り大学においてあくまで  
文部省予算として確保する、ただし、  
その研究が、今度は實際応用面にな  
つて参りまして、幾多の施設を必要と  
するといふときになりますと、だいた  
いお話のように、各大学でもこれを要  
求するかも知れぬ、そつたしますと、  
この原子力研究に必要なところの  
施設といふものは、將來階層もなく要  
求があり、それからまた、その施設を  
行なつていかなければ、どうしてそれ  
を實用化するといふことにはいかに  
と思ふのであります。そこで、そつた  
う場合になりましたらば、最も有効  
適切にその研究を實現化するような  
施設を行つ場合、それはだいたいま  
計画しておりますところの原子力研究  
所あり方——もちろん原子力研究所も  
各大学に公開してこれを使うような  
方法でやらなければいかぬ。私たちが  
おそれますことは、新聞でも御承知の通

り、一つのサイクロトロンを作ります  
にも、あるいはより以上の設備をいた  
しますにも、ほんとうに研究といふこ  
とになりますと、これは膨大な金を要  
する状態になつていくのであります。  
それでございませぬから、大学にお  
ける研究それ自体は、各大学の立場にお  
いて従来通り研究を進めていく、その  
予算はあくまでも文部省の予算として  
確保していくのでございませぬが、こ  
の研究から生じてきたところの原子力  
の開發が具体化していくその施設とい  
ふものは、各省無制限にこれを作つて  
いくよりは、総合統一して利用価値の  
多いものを作つて、そしてここに各  
大学の研究結果を持ち寄つて、原子  
力問題が實際に早く平和利用の段階  
に突入し得るようによつてやる方が  
いいのではないかと、こつた意圖から、  
付置研究機關あるいはその他の實際  
問題にぶつつかつて、重複を避けて  
総合統一する必要があるやうな問  
題がたゞさん出てくるから、そつた  
原子力委員会において慎重に協議も  
し、そつたして決定する必要がある  
のではないかと、こつた考へて、そつ  
た向に条文を作成いたしましたのであ  
ります。

○閣委員 私は何も五十七の国立大  
学に全部実験原子炉を作れといふわけ  
でもなければ、全部が原子炉を作ら  
ないといふ要求をするといふわけでも  
ありません。ただ、問題は、やはり学  
者は、学者の良心的な立場から、実  
験原子炉を持ち、あるいは重水の研  
究についての相当精密な施設等も要  
求するといふ、良心的な要求といふ  
ものは十分あり得ると思ふのであ  
ります。そつたやうな要求に基く裏  
つくと

しての予算といふものについては、  
やはり学者の希望といふものを十分  
に考慮して、今おつた総合的な統一  
ある原子力研究の進め方を、こつた  
いう心がまえがおありなかつたか  
といふこと、またそつたやうな要  
求は現に出ているやにも私は聞いて  
おるのであります。現在そつたやう  
な要求が出ておるといふ事實に對  
して、あなた方はどうお感じを持  
つておられるかといふことを私は  
お聞きしたいと思ひます。

○齋藤政府委員 通常國會に、科  
学技術になりませぬか、科学技術  
省になりませぬか、これは未知の  
問題であります。科学技術に關する  
行政を設けよう、こつた構想が政  
府にありまして、通常國會にはそ  
の實現を期しておるといふ構想も、  
だいたいま御指摘のことと同じ考  
へから出たものであります。現在の  
日本の科学技術に關する事實は、  
御承知の通り、各分野々々にはば  
らばらになつておりました。これ  
を総合統一する行政機關がない  
のであります。そこに非營利に日  
本の新しい産業、新しい技術を進  
展せしむる上において大きな欠  
陥がある、こつたことを指摘され  
ておられるのは御承知の通りであ  
ります。原子力關係におきま  
しても、もちろん、だいたいまお  
話のように、各大学、各学者の立  
場において、それぞれ研究する方  
向も違ひますし、また要求する問  
題も違ひます。思ふのでございま  
せんが、これをばらばらにして勝  
手な状態に放置しておくと、各  
大学の得意とするところを生か  
していくといふことを大局から見て

ことは、日本の原子力を進展せし  
むる上において非常に大切なこと  
ではないか。だから、各大学にお  
ける研究は、従来立場において予  
算は文部省一体でもつてこれを確  
保していくが、大局から關連性  
を持つところの原子力問題に對  
しては、原子力委員会においてこ  
れを慎重審議して、もちろんそ  
の大学の要求することをも十分考  
への中に入れてこれを決定して、  
万算算なきを期して、その予算  
その他に關するところの調整を  
行なつた方が、日本の立場にお  
いて非常に有利である、こつた  
考へ方から出たものでございま  
せんから、だいたいま御指摘の  
ように、研究者の意向を十分に  
取り入れて問題を解決していく  
といふことにおいては、万算算  
なきを期するつもりでおるので  
あります。

「椎名委員長代理退席、委員長着  
席」  
○閣委員 御趣旨はよくわかりま  
した。そつたいたしますと、原子  
力委員会の設置法第二条にお  
ける三号、「關係行政機關の原子  
力利用に關する經費の見積及び  
配分計画に關すること」とい  
うこの一項に對するわれわれの  
解釈は、少くとも、原子炉を作  
るとかその他膨大な經費を要  
する原子物理学の實驗的な研  
究機關の施設に要する費用等  
については、これは原子力委員  
会が配分計画を策定するもので  
ある、しかしながら、こつたよ  
うにしてきたからゆゑ施設とい  
ふものについては、日本の専門  
的な学界の知能が最も能率的  
に原子力研究を進め得るやう  
な配慮のもとに予算の配分は  
する、こつたやうに理解してよ  
うなものであります。

なつてよろしいと思ひます。  
○閣委員 それでは、先ほど  
室長の御答弁の中に、民間の施設  
に對しても十億六億かの補助  
を与えるといふことがありま  
した。聞けば日立なり旭化成  
なりも重水等かなり顯著な研  
究を進めておつておられるよ  
うではあります。なお具体的に  
その用途について御説明を願  
ひたいと思ひます。

○小出説明員 原子力關係にお  
きまして、民間に對する研究委  
託費の問題でございませぬが、  
すでに、三十年に對しては、こ  
れらの民間に對する研究委託  
費の關係が約一億八千九百萬  
円あります。こつたうち、すで  
に、大蔵省とも相談いたしま  
して、またそれぞれ關係方面  
とも相談をいたしまして配分  
を決定いたしましたものが相  
當とございませぬ、なお未決  
定保留になつておられますもの  
が約七千萬元ほどあります。こ  
の研究委託の内容は、いろいろ  
材料關係でありませぬと、あ  
るいは放射線の危害防止の  
關係でございませぬと、各  
方面にわたつておるのでござ  
いませぬが、来年度三十一  
年度において、先ほど原子力  
室長から御説明をいたしました  
六十七億のうちで、要求いた  
してあります民間団体への試  
験研究委託費の総額は、約  
十六億六千七百萬元になつ  
ておられます。その内訳といた  
しましては、重水關係にお  
きまして約四億四千三百萬  
円、それから黒鉛の關係にお  
きまして約三千万円、それ  
から原子炉の遮蔽材料關係  
で約一億三千万円、金属材料  
の研究につきまして六千万  
円、それからテフロン關係  
で約一億一千万円、キャ  
ニングの關係で四千八百

万円、その他原子力研究所自体に委託いたしました研究いたしますもの、廃棄処理関係等もございますが、それらを除きまして、放射線の危害防止等の関係におきまして七千万円、それから機械装置に關する試作研究費といまして六億三千八百万円、そういうような各種の材料関係、あるいは廃棄物処理関係、あるいは機械装置の関係、ないしは放射線の危害防止の関係等、各種のものにつきましてそれぞれ民間の試験研究機関に調査を委託する、こういう予算を要求いたしております。

○岡委員 それでは、その中で、特に金額の大きいグラフィットなり重水の調査研究の委託はこの会社の試験研究所でありますか。そしてどういふ内容をもって政府は調査研究の委託に關する契約をしておられるのでありますか。

○小出説明員 これは、もちろん来年度に入りましてそれぞれの研究委託先を調査決定するわけでございますが、先ほど申しました本年度の研究委託のすでに交付決定いたしておりますものといましては、原子炉用の黒鉛関係につきましては、昭和電工に約九百六十万円、それから同じく昭和電工に對しまして、重水の交換反応関係にいたしまして千六百万円、それからそのほか旭化成工業、これは回収電解法によりまする重水の濃縮研究、これが約千百万円、それから都立大学の千谷教授の都立大学における重水の濃度測定の研究に對しまして約二百四十万円、そういうふうな配分をいたしております。

○岡委員 その数字は今年の数字でありますか。

○小出説明員 今年度でございます。

○岡委員 来年度十六億という、本年度に比べて約十倍の調査研究費というふうに先ほど承わつたのですが、相当莫大な国費を、民間のいわば会社の試験研究所に調査研究を委託するという場合に、その契約の内容はどういうようなことに普通取り扱っておられるのですか。

○小出説明員 三十年度に比較しまして、お話のように来年度においては相当膨大な研究委託費を要求いたしておりますが、これは、一般的に申しまして、来年度におきましては、今年度よりもさらに飛躍いたしまして、相当中間プラント的なもの建設までも研究を進めよう、そういう意味におきまして金額も相当にかさんでくる、こういう関係になっております。具体的に申しますと、たとえば重水関係の交換反応法の研究につきましては約八千七百万円、その内容につきましては、交換反応塔を六本作るとか、あるいはこれに付属いたしますところの附帯設備の設備費ないしはその運転費、改造費、それからこれに使いますいろいろな材料等の消耗品の費用、ないしは役務費、光熱費というふうなものをそれぞれ一応詳細に計算をいたしました、その総額が約八千七百万円に達する、こういうような内容になっております。同じく重水関係で、水素の液化分溜法というものによりますところの研究費が約二億七千万円ということになっておりますが、これは、三十年度から手をつけまして、大体本年度一ぱいに一千立米のパイロット・プラント

を作りました、そして技術の導入をはかる、こういうような関係でありまして、これは技術導入をいたしますの、そういう水素の液化分溜装置の輸入をしなければならぬ。それに約三億二千万円ほどの金が必要。本年度においては、すでにその輸入のための手付金を一部払うことになっております。これをさらに来年度においては本格的に輸入をいたしまして技術の導入をはかる、こういうような関係であります。その他回収電解法によりまするものが約八千六百万円でございます。これは、三十年度中に中間プラントの設備に手をつけまして、そしてさらにそれを減容電解槽三十槽を設置するということのような関係から、相当大きな金額が必要になる、大体そういうふうな内容になっております。

○岡委員 初めてのことでありますから、ともかく官民あげてこの問題と真剣に取り組むという態勢で、民間の試験所等を十分に御活用いただくことは、私も何も異議がありません。どうか一つ、お互いに、そこそ有機的な調整ある研究を進められて、所期の目的を達せられたらと思っております。

なほ、先般の質疑において、私も考え違いをしておりましたが、御指摘のようになります。今度の濃縮ウラン受け入れ協定の中には、いわゆる機密条項というものはありません。ところが、私が多少調べてみますと、すでにアメリカも二十八カ国との間に原子力に関する協定を結んでおりまして、しかもその過半にはいわゆる秘密保持の条項が入っております。なぜ日本だけこれが入っておらないのかということ

を、私は非常に奇異に感じております。なぜ日本との協定においてはそれが入っておらないのか。これは正力さんの方が御事情がおわかりと思っておりますので、この間の消息をお漏らしを願いたい。

○重藤政府委員 私からかわつてお答え申し上げたいと思っております。先般の昭和三十一年度における民間に委託すべき研究費の内訳は、私の承知いたしておりますところは、二十九年度の予算及び三十年度の予算は工業技術院でこれを決定配分いたしておつたのであります。その経過からかんがみまして、三十一年度では十六億内外の民間研究委託費が適当である、そういうふうな結論づけたと聞いておるのではありません。ただし、このたぐい計画いたしました民間の委託研究費も、原子力委員会が設置せられ、科学技術庁が設置せられましたならば、当然もう一段と高度化した民間委託研究費のあり方が検討せられるだろう、また、そういうふうな検討せられて、これがもとと権威づけられた形において、国民すべての納得がいくような研究費の使い方になつてもらいた、かように考えております。

第二段の、濃縮ウラン双務協定に對して、日本には秘密条項がないが、他国にはある、なぜそうなつたのかという御質問に對しましては、私は率直に申してわからないのでございます。ただ、先ほど申し上げました通りに、濃縮ウランの双務協定の内容を検討して参りますと、秘密協定を作り得ないと私は考えております。濃縮ウラン二三五を六キログラム貸貸して研究用の原子炉を作るといふことは、もうすでに

普通の事態でありまして、いやしくも、原子力に手を染めて、濃縮ウラン二三五わずか六キログラムをもって医学ないしはその他の研究用に用いる原子炉というものには對しましては、もうすでに秘密のあり方がない、いかにこれを秘密づけようとしても、秘密のあり方がない、当然これは普通の双務協定においては秘密条項はできないのだ、特別に何かアメリカがひもをつけるとかなんとかいふ建前から何かの秘密条項を持つていけば、そういう場合も出るかもしれませんが、私たちが、最初から、この濃縮ウラン二三五、六キログラムの貸貸双務契約については、これは当りまえのことであつて、ひももつかないし、ひものあるべきものじゃない、かように考えておつたのでございます。そういう意図から、今日の日本とアメリカとの間に對する双務協定のあり方は当然のことだ、どういふ他国との秘密条項があるかは存じませんが、日本の立場としてアメリカと双務協定を結ぶ上においては、この双務協定のあり方は当然の形である、さういふ私は考えます。

○岡委員 私もあまりむずかしい理論はわかりませんが、私はさうとも言えないと思つて、最近の発表なんかをみますと、ウラニウム二三五よりも、かえつて二三八が特に大きな爆発力を期待する機動力になるのだといふことも、実験的に証明されたかといふ言っておりますが、さうなれば二三五といふものに何ら秘密がないのだといふ簡単な割り切り方も、これは、日進月歩に進んでおる学問でありますから、さう簡単に割り切れないのではないかと私は思いますが、私も、この点、きわ

めて浅学でありますから、これ以上申し上げる方もございません。

そこで、お尋ねしたいのは、ただ、問題は、秘密保持の条項はない、しかし秘密保持をいや応なく強制されるといふ事象がこの協定の中にあると思ふのです。このことは、日本の原子力研究の発達の上においても、いわば大きなマイナスではなからうかと思われ、それはどういふことかといふと、要するに、ウラニウム二三五が二〇%含まれておると申しますか、このアルミニウムの棒でも持つてくるのでしよ。この間ジュネーブでの実験を見ると、二十四本のアルミニウムの棒を水中におろして、何か怪しげな輝光を放つておりました。そこで、いわば動力源でありますから、石炭と同じように、燃えかす、いわゆる灰ができるのです。ところが、この灰については日本はノー・タッチでいかなければならないといふことになれば、しかし、原子力の秘密と申しますよりも、研究の一番大きな材料は、やはり実験原子炉をもちつて、その中性子で同位元素をアクティヴィーレンしてアイソトープを作るということではないかと思ふ。やはり、研究という立場からいへば、燃えかすの灰には問題はあつたと思ふ。この灰には日本はノー・タッチだ。これは非常な秘密を強制されると思ふ。現在のあの協定に基く受け入れ方では、せつかくここに原子力委員会を作り原子力基本法を作つても、果して所期のごとく日本の原子力研究が発達するだらうか、あるいはそれに伴つての平和利用も期待することく伸びることができるといふことに、私は非常な疑問を持つて居ります。これはむしろ

の方の若手の方が専門の意見を持つておられると思ひますが、何か私どもの拳を開いていただければけっこうだと思ひます。

○島村説明員 お尋ねの点でございますけれども、私もとても御執得のいくように技術的に御説明申し上げることもできませんので、ごく常識的に申し上げたいと思ひます。先ほど御指摘がございましたように、日米の原子力協定には秘密条項は一切ございません。その他の国とアメリカとの協定の場合には、秘密を守る義務を当然書かれておるといふお話でございますが、私も本日ここに他の国との協定の資料を持ち合せございませんので、おそれかと思ひます。この原子力協定は、他の国の協定の中には、この原子力協定の管理あるいは燃料の管理につきましても、アメリカ合衆国の原子力法によらなければならぬといふような意味の規定があつた、おそれかそれをさしておつしやつておるのだらうと思ひます。あります。日本の場合におきましては、他の国との引き合いにおいて申しますのはどうかと思ひますが、とにかく相当自信を持つていい国でもござい

いものでございまして、従つて、その内容を繰返します場合にも、秘密条項といふことは絶対日本とアメリカの場合には排除したといふふうにお考へ下つて、けつこうではないかと思ひます。従ひまして、特に日本の場合には機密資料は通報されないといふことが明文をもつて協定の中に入つておりました。また機密を含むところの資料の貸与あるいはあつせんといふふうなこともやらないといふことになつておるわけでございます。イギリスとの協定、あるいはカナダでございまして、そのほかの特

に機密条項までもつと明瞭な形において含んだ協定もいたしておりました。これは、御存じの通りでございます。これはもつぱら軍事的な目的にも関連させての協力を意味しておりました。そのいふ条項が入つておる。日本の場合には、そういう意図は全然ございませんから、特に機密をあくまでも排除してやるということになつておるわけでございます。

す場合に、必要な前提としての研究をこの濃縮ウランによつてやりたい、たとえば、濃縮ウランを受け入れることによりまして、日本が将来作りたいと考えておりますところの原子炉のいろいろな材料の実験をやるといふことに、この濃縮ウランの実験炉を便いたといふふうにお考へしております。従ひまして、重点はあくまで国産原子炉といふところに置いてお考へなければならぬわけでありまして、私どもいたしたまは、さういふ意味で、濃縮ウランといふもので今後すべてをやつていこうといふのであります。いろいろ御心配の点も出てくるわけでございますが、これは日本人が自分で作る原子炉のための準備的な段階として受け入れるのだといふふうにお考へしますならば、これを受け入れることも非常に有用である、さういふふうにお考へしておるわけでありまして、御答弁になりましたかどうかと思ひますが、一応お答えいたします。

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

な、機密の点が絶対排除せられておつても、事実上機密を強制されるやうなことになるお話を、別に引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

きかへして、私には、別にお引きかへして、私には、別にお引

婆心までには実は申し上げておるので  
す。これも専門家の意見で定説かどう  
か私も自信がありませんが、いわば車  
俗に申し上げまして二十プロの濃縮ウ  
ランが燃える燃えかすとして灰ができ  
る、この灰は主としてプルトニウムを  
精製しておるという形になる、こうい  
うことを専門家が言っておりますが、  
それは事実なんでしょうか。

○島村説明員 濃縮ウランを使いまし  
て炉を稼働いたしました場合に、いわ  
ゆる灰が生ずるといふふうに申してお  
りますが、その灰が主としてプルトニ  
ウムになっておるといふふうには私  
も考えておりません。プルトニウムも  
ごく一部で、プルトニウムが得ら  
れるものができるというふうには聞い  
ておりますが、それは主としてとい  
ふふうには聞いておりません。

○岡委員 非常に学問的なことだか  
ら、この程度でやめましょう。  
それで、いま一つ先ほどのお考えに  
触れてお尋ねしたいことは、いよいよ  
日本が濃縮ウランを受け入れ、日本の  
国が研究所を作る、大学の学者も協力  
してくれるということで、いろいろ新  
しい研究が進められ、民間の研究所で  
も進められてくる。そこで特許とい  
ふふうなものが起つてくると思ひので  
す。いわば日本独自の研究の達成点と  
いうものが生まれてくるという場合  
に、日本の学者の努力によつて得られ  
た、あるいは日本の政府の大きなパ  
ツクのもとに得られた特許権というもの  
はどういうことになりますか。

○齋藤政府委員 この原子力に関し  
ます特許の取扱いは、政府といたしまし  
て今後重大な関心を持つて研究を進め

ていかなければならない問題だと思  
つておるのであります。欧米では、強力  
な国家意思によつて、この原子力に関  
する特許に対していろいろな処置を講  
じておるようでありまして、日本にお  
きましては、いまだ、この原子力に関  
する特許は、新聞でも報道せられてお  
りますように、野放しの状態になってお  
るわけでありまして、これに対して、特  
許法の十五條及び四十條の規定を応用  
するだけでいいか、もつと大所高所か  
ら、原子力の特許というものは立場を  
異にした取扱ひをした方がいいか、と  
同時に今日の特許庁そのまゝの状態  
いいのかわつたような問題に對しまし  
ては、政府といたしましても、非常な関  
心を持つて目下慎重に研究を進めつ  
つある状態でありまして、まだその結論  
には達しておりませんが、どうしても、  
原子力の特許に關しましては、何らか  
特段の処置を講じなければならぬとい  
うのではないかとこのところまでい  
つていられるような状態でございます。

○岡委員 それは国内上の特許に關す  
る許可あるいは特許権の占有の問題で  
ありますが、これは、五カ年間濃縮ウ  
ランを原料として受け入れるというア  
メリカとの關係において、何ら拘束さ  
れることはありませんか。

○齋藤政府委員 まだアメリカにお  
きましては原子力に關する特許は一切公  
表しておられないような実情にもあり  
ますので、どういふ点を外國にお  
きまして押さえておられるのか、これ  
はつきりしておられないような状態  
で、お聞きしているわけでありま  
す。また、仄聞するところによりま  
す、つづつ外國の特許も日本の特許  
をとるべく出

願され始めておると聞いておるのであ  
ります。従つて、濃縮ウラン双務協  
定によつて日本が今後研究用の原子  
炉を作つて参ります過程において、ど  
うかが外國の特許に觸れておるか  
というふうなことは、まだはつきり  
ないのでございまして、おそろしく  
協定に基き濃縮ウラン利用によつて  
究用の原子炉を作るといふ範圍にお  
いては、特許に關する問題は起き  
ないが當然ではないか、かように考  
えておられます。

○岡委員 外務省から出ている各  
國原子力情報と稱するものを見ると、  
アメリカは一応特許権はAECが持つ  
ておる。そしてAECが逐次これを公  
開するといふことで、一応原子力  
委員会が特許権を取得するやうな  
手續になつておる、よほどの例外  
について、AECが特許局長官にその  
旨申し出て、民間の特許として認  
められる。これは例外だといふふう  
にこの書物に書いてあるやうであ  
ります。それから、アメリカの原子  
力法を見ますと、その百五十三條  
において、かなり自由に特許権を  
得ることができるといふやうな  
取扱ひになつておる、ただ、こ  
こで、私が非常に疑問に思  
つておるのは、百五十三條と百五  
十二條とは軍事利用、非軍事利用  
とを區別して書いて、非軍事利用  
については非常に寛大な取扱ひが  
できるやうにしてありますが、か  
し、この軍事利用と非軍事利用とい  
ふものの、結局原子力委員会が一  
つの基準を設けてやつておるわけ  
なんです。そうしますと、わが方  
は、非軍事的利用のために得た、ま

たさういふ性格のものであるとい  
う特許内容が、その事実が、軍  
事的利用である、また利用し得る  
ものであるといふ見方で、AEC  
の方から日本人の特許権として認  
められない。というの、通報しな  
ければならないし、また、査察を  
受けなければならぬといふ取  
りきめになつておるから、わが  
方の原子力研究の発達に關する  
事情を相当にさいにアメリカ原  
子力委員会に把握してはいるわけ  
です。そういうことになりま  
すと、非軍事的利用かあるいは  
軍事的利用かといふことを  
AECが決定するその結果として、  
わが方の学者の努力のせつ  
か、わが方の努力として得た  
新しい特許も、結局アメリカ  
のAECの手に把握されて公開  
をされ、日本ですらその特許  
権を持ってないやうな事象も、  
アメリカの原子力法だけを見て  
おれば憂慮される。こういう  
ことについては一体どうい  
ふに措置されるのですか。

○島村説明員 アメリカの原子力法の  
百五十三條を御指摘になりましたが、  
その通りでございます。非常  
的に申しまして、非常に常識  
的に申しまして、アメリカにお  
いては、非軍事的利用の場合  
だけに限つて、特許について  
秘密特許といふやうな制度を  
考へ、あるいは特許権を収  
用するとかんとかいふ措置を  
やつておるわけでございます。  
これは、昨年のアメリカの原  
子力法の改正に伴ひまして、  
そういう道をあげたわけござ  
いまして、従来秘密特許とさ  
れておりましたものも、す  
でに八百十一件ござい  
ます。従ひまして、先生が御  
指摘になりました点、むしろ、  
私どもの方から、

平和利用については、アメリカのよ  
うな国におきましても、次々と特  
例を廃止せられて、公開の原則に  
戻りつづつある傾向だといふこ  
とを申し上げたいのでございま  
すが、さらに、具体的に  
話になりまして、日本で、濃縮  
ウランを併りて研究をして、特  
許に該當するやうな発明等がな  
された場合に、日本は協定に基  
いてアメリカの原子力委員会に  
これを通報しなければならぬ  
といふこと、日本における特許  
制度との關係でございますが、  
これは両立し得るのでございま  
す。日本では、その発明をした  
者が特許法に基きまして、特許  
の申請をいたしました場合には、  
当然日本國の特許法によりま  
して特許をその者に付与する  
といふことができておるわけ  
でございます。ただ、その内容  
につきましては、アメリカに對  
して通報しなければならぬとい  
うだけのことでございまして、  
従ひまして、日本國內にお  
きましても、日本の特許法によ  
つてその利益が保護せられる  
といふことになりまして、た  
だ、アメリカが通報によつて  
そのことを知つたといつた  
場合には、アメリカで日本人  
がその特許を申請し得るか  
どうかといふことになりま  
す。これはアメリカの國內法  
によるわけでございます。そ  
の、それが純平和的なものに  
限られるといふことございま  
す。アメリカの原子力法によ  
りまして、当然特許を受け得る  
ことになりまして、アメリカの  
判例によつても、アメリカ国内  
では秘密の必要があるといふ  
ことになりまして、アメリカ  
では特許を受けられないとい  
ふやうなことも観念的

には考えられる。ただ、日本において特許せられておるようなことを、アメリカだけが国内に対してアメリカの法律によつて秘密にしておくというようなことは、常識的には考えられませんので、御指摘になりました点は、形式的な意味からも、また実質的な意味からも、一応関係はなく、御心配のような点はございませぬと申し上げる次第でございます。

○岡委員 それでは、アメリカの原子力法——御説のように、マクマホン法から見れば、昨年は非常にいわば公開主義にのつとつての大きな改革もたらされておる。これは私どもも非常に歓迎すべきことだと思つてますが、にもかかわらず、非軍事的利用、軍事的利用というのがしばしば原子力法に区別してあります。この軍事的利用と非軍事的利用というのは、研究者としての立場からどういふ点に差異があるのでしょうか。

○齋藤政府委員 この特許は、開きますると、なかなか特許技術がございまして、特許を申請する際に、たとえて申しますならば、平和利用という形で特許を申請しても、その実質は非常に軍事的な特許になり得るものもある。これは特許庁によく聞いてみたのでございませぬが、特許というものは特許申請の目的というもののだけに全部をかけていくわけにはいかない。いろいろな特許のとり方がある。それでございませぬから、原子力の平和利用に関する特許申請の態勢をとつておいても、その影響するところは非常に広範な特許もある。それから推測して、いろいろに利用、応用のできる特許もある。それでございませぬから、やはり、特許全体に関

しましては、一応これは軍事的に用いられるところの特許であるか、発明であるか、あるいは、軍事的には全然関係なくして、これは平和利用だけに限定せられるべきところの特許であるかということ、特許申請の文面以外に、やはり専門的に検討を加えていかなければならぬ点もあるというので、アメリカをいたしまして、一応原子力委員会ではこれをつかまえて、全部検討を加えて、これは全然軍事的に

関係はない、あくまでも平和的に限られるところの特許であるというよりは、はつきりしたものではないかと想像されるのでございませぬ。従つて、御指摘のように、日本の特許も、今後いろいろの特許が出てくると思つてますが、その特許分だけでその発明の全貌を推測していくわけにはいかぬ。非常に広範な問題がそこを包含されておる発明もある。でありますから、そういう特許に

しましては、日本におきましてはやはり相当の注意を払つていく必要があるのではないかと思つて、今考えられておるわけでもございませぬ。これは、軍事特許に關しますことは民族の英知の上に立つ発明でございませぬから、今後どういふ発明が出てくるかわからぬ。それでございませぬから、将来日本の繁栄も大きくかけられておる原子力問題に対する発明というものに対しては、政府をいたしまして、重大な関心を持って、この発明の全部に対して注意を払ふ必要があるのではないか、さうに考えて、目下その点に對しましては鋭意研究を續けておるような状態でございます。

○岡委員 それは次官のおつしやる通りだと思つておるのですが、問題は、アメリカの原子力法による非軍事的利用と、あるいは平和的利用とか、軍事的利用という概念ですね。単なる例で申せば、かりにアメリカがビキニで水爆をやつた、そのときには重水を使つた、重いから飛行機で運べなかつた、だから百五十メートルのタワーでやつた、この間ソビエトの方では五千メートルの高空でやつた、トリウムを使つたから軽く持ち運びができた、今度さらにそれが学問的研究としてオネスト・ジョンの弾頭に使えるんだ、こういう研究が達成した場合、これは学者は何もオネスト・ジョンの弾頭に熱核爆裂をやらうとしてやつておるのではないけれども、日本の英知がそこまでたまたま高度の発明をやつたわけです。ところが、それが今度は軍事的な観点から軍事的に利用し得るものとして判定をされた場合には、これは特許権は十分値するかもしれないが、この特許権はアメリカのAECがつつてしまふ。日本人にはその特許権というものは与えられないという事柄が十分に起るんじゃないかと思つておる。僕は、通報をし査察を受けるということを入れておるといふところに、そういう可能性を十分考へる。さうすると、日本の学者がまじめに平和利用のためにといふので進められておる研究というものが、その先行きにおいては大きなチェックを受ける不安がある。これをはつきり受けたいんだという保証を与えていただくたいというのが、私のお尋ねをし

ておる趣旨なんです。重ねて御意見を聞かしていただきたい。

○委員長 退席、権名委員長代理 齋藤政府委員 ただいまの御質疑でございませぬが、このウラニウム二三五の協定からは、さういふ問題は生じないと思つておる。ウラニウム双務協定から生まれます通報は、単にこれをもつて研究用の原子炉を作つていろいろ研究を行うという過程における通報を行うのでございませぬ、これから生じてくるいろいろな研究を行いましたその結果に基く日本の特許といたしまして、これは別個なものでございませぬ。このウラニウム二三五を持つて参りました、研究用の原子炉を使ひまして、それを幾ら消費したとあるか、あるいはどういふ状態に今運行されているのか、これは通報の課題にはなるかもしませんが、それから生まれてきますところのいろいろな研究から結果づけられた日本の発明の通報は、何も通報の範囲内には私には入らないと思つておる。さういふことをうたつておるのではなくして、日本の研究のために研究用の原子炉は作るものであつて、その研究の結果までアメリカが全部通報の中に入れてよこせということではこの双務協定は全然ない、さういふことでございませぬ。

○岡委員 次官は、ウラニウム二三五を、二〇〇キロのもの、それを六キロくらい持つてきたところで、それが別に軍事的利用の新機軸を生み出すような研究になり得るものではない、さうおつしやいますか、私は学問の研究というものは決してさういふものじゃないと思つておる。二三五が五キロであらうが一キロであらうが、問題はやはり二三五から出発しておるのですから、十分にな

り得るのじゃないか。これがなるといふことも早計でしょうが、ならないといふことも私はこれは早計だと思つておる。そこで、重ねてお尋ねをいたしますが、問題は、先ほど次官も御心配になつたように、学者は学者の良心から研究をした、しかし、その研究をして得た結果というものは、世界にない軍事的利用に大きな効果を持つものであるといふことは十分あり得るわけなんです。おそれなく、何も原子爆弾を作るために世界の原子物理学者は原子力を研究したのではなく、ただ、たまたまそれが、アメリカの軍部なら軍部の手によつて、広島、長崎にあつた原子爆弾が落とされた、学者は何も広島、長崎の日本人を殺すためにやつたのではない。さういふ形で新しい研究が生まれてくる。ところが、これが軍事的に非常に効果があるものであるといふことになつた場合——これは私になり得るということを前提としておるのです、その場合に、なり得るといふ判断をする、アメリカ原子力法の特許について、その制限がそこに適用されていくわけなんです。さうすると、原子力委員会がそれはいけないといへば、アメリカ国内ではその発明者である日本が特許権をもちることができないといふことになつてくる。さういふ取扱いが

日本に学者の場合にも適用されないといふ保証がありますか。ここなんです。

○齋藤政府委員 先ほど申し上げましたのは、ウラニウム二三五を六キログラムでもつて軍事的に關係のある大きな発明は生まれないといふことを申し上げたのではないのであります。これは、研究の結果、御説の通り大きな発

明は生まれないといふことを申し上げたのではないのであります。これは、研究の結果、御説の通り大きな発

明は生まれないといふことを申し上げたのではないのであります。これは、研究の結果、御説の通り大きな発

明が生まれるかもしれない。しかし、この双務協定はそういう問題と関連性がないということでございます。

これは日本の研究用に六キログラムを貸すのですから、その研究の結果、世界を驚倒させるような大きな軍事力を持つ発明が生まれるかもしれない。しかし、その発明が生まれなかった場合に、その特許権は、第一に日本において特許を出願いたしますと、一年間は世界特許を申請する優先権が生まれます。ところが、その特許をアメリカで許可するか許可しないかは別個の問題でありますけれども、とにかく特許を許可する許可しないは別問題として、あくまでもその場合に日本としてはその特許権に対して優先権を持つという

ことは、私は今日の特許法のあり方だと存じております。ですから、その研究の結果生まれませんでした発明というものは、日本において特許の優先権を持つのは当然であり、同時に、日本の政府が特許申請を受けましたときから一年間は、いかなる場合においても世界特許を申請するだけの優先権を持つという事になつておりますから、アメリカにおいて特許をよこさないという問題も生ずるかもしれませんが、日本の特許権が侵害されることはない、さよう考へております。

○岡委員 そうあれば実はそれに越したことはないのですけれども、アメリカのような国でも、原子力法というきわめて権力的な法律で、おそらく市民の最も自由な権利とも言ふべき特許権についてこれを与えないというふうな手続きが、その国から濃縮ウランをもつて、いわば慈善的な恩典のもとに日本

の学者が研究をした結果、学者は軍事的な利用目的とはしなかつたものが、彼の研究した結果は実に軍事的利用に一新紀元を画するような研究となつた場合に、アメリカにこういう法律があるということ、アメリカから濃縮ウランを受け入れていくということ、そうして査察や通報の義務を負つておること、これら一連の事情から、この日本の学者の特許に値する研究の業績というものに対して、日本の国内法による特許法に基いて自由にその学者に特許権が与えられるかどうかということは、国際慣例上からも、またいろいろな事情からも、非常に慎重な考慮が要るのではないかと、少くとも研究の余地があるのではないかと思つております。

これは私もさらに調べてみたいと思つて申上げておるのではないのですから、これでいけるのだという確信のある御答弁を、この機会できなく、この次の委員会にぜひとも一つお願いをいたしまして、私の質問はこれで終りたいと思つております。

○椎名委員長代理 他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ、両案に對し質疑はこれにて一応終局いたします。

なお、次会は、明日午前十時より開会いたし、討論採決に入りたいと思つておりますから、さよう御了承願ひます。

○岡委員 ちよつと議事進行について。今討論採決に入りたいとおっしゃいましたが、わが党としては、実はこの法案その他関連法案に対する態度をきょう最終決定いたしますので、その上で討論採決の方へ持つていっていただきたい。私は決して故意にこの審議を妨

げる意図は毛頭ございませんから、その点はどうぞ御信用いただきたいと思つております。

○椎名委員長代理 了解いたしました。それでは、明日午前十時から開会いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会